

国家公務員制度担当大臣と公務員労働組合連絡会とのやりとり（概要）

日 時 平成28年8月8日（月）13:00～13:10
場 所 内閣府会議室
出席者 先方）石原議長 外8名
当方）山本国家公務員制度担当大臣、外6名
案 件 人事院勧告に関する要求書の受取り

公務員連絡会

山本新大臣におかれては、今後とも引き続き良好な労使関係を構築し、労働条件改善に向けご尽力をいただきたい。

人事院は本日、本年の給与改定等のための勧告と両立支援制度を改正する勧告及び意見の申し出を行った。本年の給与改定に関する勧告は、月例給、一時金のいずれについても、3年連続の引上げとなった。人事院勧告が労働基本権制約の代償措置であることや、国家公務員給与が民間給与に影響する観点を踏まえ、賃上げによる経済の好循環、そして消費の拡大に資する意味でも、勧告通り実施すべきものとする。

また、両立支援制度の改正勧告等に基づいた措置については、育児や介護に携わる職員が、個々の事情によって必要なときに活用ができ、ワーク・ライフ・バランスと雇用の継続確保に資するよう、職場環境の整備が必要だ。あわせて、長年の課題である超過勤務の縮減について、勤務時間管理手法の見直しや実効性のある縮減策に踏み込み、公務が率先し、まさに「隗から始めよ」の観点から働き方改革を着実に進めるべきとする。

大臣におかれては、内閣官房内閣人事局の意義を深く認識され、公務員の使用者としての責任において、われわれとの十分な交渉・協議、合意に基づいて、公務員労働者が意欲を持って職務に精励し、国民の期待に応えられるよう、要求事項の実現に向けて最大限努力されることを要求する。

国家公務員制度担当大臣

公務員の方々が国民全体のために献身的に職務に当たられていることに対し、心から敬意を表する。

本日、人事院から給与改定に関する勧告が提出されたところであり、速やかに給与関係閣僚会議の開催をお願いし、その取扱いの検討に着手したいと考えています。

国家公務員の給与については、国家公務員の労働基本権制約の代償措置である人事院勧告制度を尊重するとの基本姿勢に立ち、国政全般の観点から、その取扱いの検討を進めてまいり所存。

その過程においては、皆様方の意見も十分にお聞きしたいと考えている。

また、併せて両立支援制度に係る勧告及び意見の申出も行われたところであり、この勧告等を踏まえ、皆様方の意見も十分にお聞きしつつ、必要な対応を検討してまいりたいと考えている。

－ 以 上 －

文責：内閣官房内閣人事局（速報のため、事後修正の可能性あり）